

緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を求める意見書

近年、全国的に頻発・激甚化している地震、台風、豪雨、豪雪等の災害は、各地で家屋の倒壊、河川の決壊や氾濫、道路の寸断や橋梁の崩壊など甚大かつ深刻な被害をもたらしております。

また南海トラフ地震の発生も懸念されているなど、国及び地方自治体におけるさらなる防災・減災対策が喫緊の課題となっています。

しかしながら、国からの地方自治体への援助である緊急防災・減災事業債は、令和7年度までの時限措置とされ、必要となる財源を確保する上で大きな困難に直面しております。このことは令和6年の全国市長会の決議にもあるように地方自治体の状況でもあります。つきましては、地方自治法第99条の規定により意見書の提出を致します。

記

- 1 緊急防災・減災事業債は、地方自治体にとって極めて重要な財源であることから、令和8年度以降も継続するとともに、安定的な制度運用を図るため、恒久的な制度とすること。
- 2 起債対象事業のさらなる拡大及び要件緩和並びに交付税措置率の引上げによる財源措置の強化など一層の制度拡充を図ること。

令和7年3月17日

福島県河沼郡会津坂下町議会議長 赤城大地

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口 昌一	殿
内閣総理大臣	石破 茂	殿
総務大臣	村上誠一郎	殿
財務大臣	加藤 勝信	殿
国土交通大臣	中野 洋昌	殿
防災担当大臣	坂井 学	殿